

第5回

武士に対する刑罰、とくに切腹のはなし

令和6年2月17日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

現在は、憲法14条〔法の下の平等〕の原則から、少年や精神喪失者等の一部の例外を除いて、誰に対しても同じ刑法が適用される。一方、江戸時代は身分制社会だったことから、一般に身分に応じて刑罰が異なっていた。

これまでの館長講座で扱った刑罰事例はほとんど庶民に対する刑罰だったので、今回は武士に対する刑罰についてはなしたい。ただし、一関藩の刑罰は仙台藩の刑罰を準用していたと考えられるので、仙台藩の刑罰を中心にみていくことにする。

I 仙台藩の刑罰体系

士	ぼん げ 凡 下
牢前において斬罪 牢前において切腹 その身屋敷にて切腹 遠流 近流 他国御追放 遠川切り御追放 他人御預け 三郡御追放 二郡御追放 一郡御追放 御城下御追放	竹 鋸 にて挽き、磔 火罪 磔 獄門 切り捨て 遠流 島 奴 近流 遠川切り御追放 奴 三郡御追放 二郡御追放 一郡御追放 一村御追放 御城下御追放

親類御預け 御改易 半地召し上げらる 逼塞 閉門 蟄居 慎み 呵り申すべき事	御扶持召し放さる 日数牢舎 戸結い 押し込め 親類どもに預け置かる 過料 (呵り)	百姓 戸結い 縄懸け 押し込め
---	---	--------------------------

- ・凡下の「親類どもに預け置かる」刑罰は、乱心または飢えて生きていけないような場合に取られる措置
- ・芦東山の幽閉は他人御預けが適用されたことになる
- ・僧侶や神官でも武士として扱われる者がいる
- ・拘束具は武士は手錠、凡下は縄
- ・武士身分が剥奪されて凡下の刑罰が適用される場合がある

例) 宝暦2年(1752)10月29日評定所判決(高倉淳編『仙台藩刑罰記』1082号)

主人・飯田能登の妻・「せつ」と密通のうえ主人を殺して逃亡
日機喜右衛門 凡下に落とされ、札の辻において三日晒し、竹鋸にてこれを
挽き、士丁市中引き晒し、七北田において磔
相手「せつ」 凡下に落とされ、七北田において磔

II 武士に特有な刑罰としての切腹

以上のように、武士と庶民では適用される刑罰に違いがみられるのだが、その最も顕著な違いは、武士には切腹という刑罰があったことだろう。実際、江戸幕府の『公事方御定書』下巻は主として百姓・町人を対象とした刑法典であり、武士の切腹はそれには規定がなく、判例ないし慣習として行われた。そこで、以下、切腹に焦点を当ててはなしを進めてみたい。

なお、一関藩の刑事判例集である『増補刑罪録』には、1件だけ武士の切腹事例がみられる。文化4年(1807)11月に齋長左衛門が御用金を引負(=着服)した罪で切腹を申し渡された事例である(496号)。ただし、長左衛門は先非を悔い、吟味中に自殺したようなので、実際には切腹は行われなかったのだろう。なお、伴の姜助が連坐して領外追放に処されたが、文政4年(1821)11月に赦に浴した(2634号)。

一関藩で切腹に処された武士は、この齋長左衛門だけだったとは思えないのだが、実際に『増補刑罪録』に他の切腹事例が掲載されない。しかし、よく知られているように、江戸城松の廊下で吉良上野介義央に切り付けた浅野内匠頭長矩が一関藩に預けられて、その上屋敷で切腹した事実があるので、ここで切腹についてはなしをみたい。

1) 浅野内匠頭【資料1—①②】

参考文献：大島晃一「一関藩江戸上屋敷『浅野内匠頭切腹の場図』について」(『岩手県南史談会研究紀要』45集、2016年)、『多門伝八郎覚書』(日本思想大系27・近世

武家思想、岩波書店、1974年)

- ・多門伝八郎^{げんろく}＝元禄^{めつけ}10年(1697)より幕府の目付
- ・元禄^{げんろく}14年(1701)3月14日、浅野内匠頭が江戸城松の廊下で吉良上野介^{にんじょう}に刃傷に及ぶ。
- ・田村右京大夫建顕^{たむらうきょうたゆうたてあき}にお預け、一関藩上屋敷(今の港区西新橋辺り)
- ・同屋敷で切腹
検使^{けんし} 大検使: 大目付・庄田下総守安利
副使: 目付・多門伝八郎、同・大久保権左衛門
介錯人^{かいしゃく} 徒目付・磯田武太夫

注意点①－執行場所

- ・一関藩の対応 切腹の場所は同屋敷の庭
小書院の庭に涼み台のような物を敷き詰め、白縁の畳を残らず敷き、幕を打ち廻し、油障子をかけた
- ・伝八郎の意見(『覚書は刃傷事件の10ヶ月後の元禄15年初め頃以降に書かれた物』)
一城の主を庭で切腹させることはない、たとえ粗末であっても座敷で切腹させるべきだ
- ・大島氏の見解
『多門伝八郎覚書』は史料としての信憑性に強い疑問が出されている(38頁)、
「幕府にとっても当時の一般的認識からも庭先は妥当であり問題ではなかったと思われる」(40頁)

注意点②－使用した脇差

「小脇差の長光は伺いを立てる時間がなかったのでそのまま差し出したが、事後、由緒ある小脇差を不注意に使用したと、これまたお叱りをうけた。長光は使用後に研ぎ直し、鞘^{さや}なども作り替えて丁重に収納した」(大島氏、30頁)
→真剣が用意されたらしいが、それで実際に腹を切ったかについては不明

2) 仙台藩^{どうぼう}同朋^{きくあみ}星菊阿弥【資料2】

- ・『獅山公^{しざん}(5代吉村^{よしむら})治家記録^{じかきろく}』巻の75上、享保7年(1722)4月4日条
去月二十二日、星菊阿弥に牢前において切腹を命ぜらる、喪心の所為といえども永倉友慶を刺殺するをもってなり、(『仙台藩刑罰記』237号、同著『仙台藩犯科帳』27・8頁参照)
- ・『一関 原田文書』290~293頁に、この菊阿弥切腹の詳細な様子が図入りで示されている【資料】。主要記事を以下に掲げる。
一菊阿弥、切腹の場へ座着、両手をつき畏^{かしこ}まりおる、
この場荒こもを二枚中にてつなぎ、竪に敷き^{はし}両端中にて三所へ繩を引き通し、
繩の両端をばこもの下へ敷き込みおく、ただし、この繩は切腹以後、死骸へこもの両端を懸け合わせ、直々繩にて結び候て、人足共取り仕廻^{しま}いのためなり、
一介^{かいしゃく} 錯^{たちと}太刀取りの小頭^{こがしら}は、まずもって物陰^{ものがげ}に控えお^{ひか}り、御武頭^{おがしら}申し渡し候うち、
静かに菊阿弥後ろの方へ少し引き下がり控えおる、刀を抜き介添えの御足輕に水を刀の刃に懸けさせ、後ろ手に廻し、菊阿弥見付けざるように控えおる、
一御武頭申し渡し候と、すなわち並み御足輕一人白三方^{さんぼう}へ小脇指^{わきさ}しを載せ、菊阿弥

前に置く、

ただし、小脇指し柄さや鍔とも、紙をもって切っ先まで巻く、かんぜよりをも
ってくるくると巻きつめ、切っ先三分ばかり出す、ただし、常の切腹は三つ頭
(=刀身の切っ先付近)まで巻きつめ候ところ、菊阿弥は乱心者に候ゆえ、三分
ばかり切っ先を出し候て巻き候こと、

一菊阿弥、三方のまま両手にて持ち上げ戴き、下へ置き、もろ肌ぬぎ袴の前を押し
下げ、わき指しの柄を右の手にて逆手に握り、左の手を切っ先もとへ懸け、左の
脇腹へ押し立つると、介錯の太刀取り心得、首を打ち落とす、

一太刀取りの心得、菊阿弥三方を戴き肌ぬぎ候 砌、後ろの方少し左脇へ立ちて寄
り、刀を見せぬように後ろ手に廻しおり、菊阿弥脇指しを押し立てんと左腹の当
て所を見るを図に首を越し打ち落とすなり、

首打ち落とし候と、すなわち刀を左の手へ移し、切っ先を下げ血を垂らし、紙を
もってぬりを拭い鞘に納め、少ししさがみおる、

一菊阿弥首前へ落ち、胴も倒れ候と見届け、御牢役人よう御ざりますと申し候えば、
御役人中立ち出ずる、御牢役人ばかり跡に残りおり、御人足に申し付け、敷き候
こもを直々死骸へひきかぶせ、縄にて結び、親類貰い願ひ候えば渡し遣わし候こ
と、

- 3) 角田・石川氏家中記録「懐中留」(年不詳、角田史市編さん委員会編『角田市史』3
・史料編(角田市、1986年)508頁「切腹御検使の事」)

「切っ先一寸出し、相原紙に包み、水引にて四ヶ所結び、(中略)右其の刀三方にの
せ、御検使の方へ面をむけ、太刀取り刀を親類に渡し、切り抜け刀も首とひとつに
三方にのせ相出す」

- 4) 「源貞氏耳袋」刊行会編『源貞氏耳袋』8(同会、2007年)、14号「切腹の法の事」
切腹法式の事、浅黄無紋の幕を張り、畳六畳敷き、白木綿ふとんを敷き、白張の
屏風一双、切腹の装束、下に白帷子、上に白羽二重、小袖、浅黄無紋の麻上下、月代剃
り茶せん髪肩衣をいう、三宝に九寸五分(=短刀)を両方より割り竹にて挟み三寸出
し、割り竹の上を取り詰めて巻き、奉書紙に包む法式なり、太刀取り太刀を抜き後
ろへ廻る、副司役左右を警固し、三宝戴く時首を討ちて三宝の上に居るように切る、
但し位有る人をば皮をかけて切る、無位人は切り落とし、平士も同じ、また首の前
かわをかけ、副司すなわちその首を左右の耳の穴へ大指を指し込み、残る指にて三
宝のふちを握り、片面を検使に見する御伝なり、実儉の節唱文あり、これ武家の間
口伝あり、

- 5) 佐野善左衛門【資料3】

・天明4年(1784)3月24日、老中田沼意次の息子で若年寄の田沼意知を、新番組の佐野
善左衛門政言が江戸城中で殺害、切腹を命じられる。場所は小伝馬町牢屋敷の庭。

・『刑罪大秘録』天明4年(1784)4月3日(()内は細字・2行書き、下線は吉田)

添え介錯町方同心双方二人左右に付き添い、当人の袂を押さえ、畳の上へ連れ参

り、盃一杯に跡の方へ足を開かせ、検使の方を向け据え置き、本介錯町方同心、当人へ対し名乗り一礼をなし、当人の後ろへ通り、左の方へ参り、後ろ向けにつくばい、刀を抜き扣えおり、添え介錯兩人にて手伝い、当人の肩衣を刎ね、肌を脱がせ、両脇少し下がり、後ろの方に扣えおり、相図の咳を致し候と、牢屋同心一人、三方に九寸五分を載せ（木刀九寸五分紙にて包み、こより二ヶ所結ぶ）持ち出し、三尺余り明け（当人十分手を延ばし候ように隔て）前に置いて退く、掛かり添え介錯見計らい、三方を戴き候よう申し達し、当人手を掛け候処を介錯致し、添え介錯首を揚げ、右の手にてたぶさを取り、左の手を下に添え、右の膝をつき、検使の方へ首の横面を向ける、検使何の守見届け候旨御徒目付申し、首を死骸に懸け、四人にて盃のまま南の方塀際へ寄る、

6) 佐久間長敬『江戸町奉行事蹟問答』（人物往来社、1967年）209頁

・幕末期に江戸南町奉行所与力を勤めた佐久間長敬の回顧談

介錯人同心(羽織袴)出て介錯人何々某と名乗る、本人御大義と答う、それより添え介錯人は白木の三方に短刀(木刀なり、紙に包む)持ちて出、本人の正面に三尺余隔て置く、本人肩衣の前を外し、衣服をくつろげ短刀をとらんと前に左手を突き、右の手を出す、すでに三方に右手達せんとする折りに、介錯人は刀を抜き上段にかざし首を打ち落とすなり、

7) 松平太郎『江戸時代制度の研究』（新人物往来社、1993年、初版1919年）866・867頁

切腹は獄舎においてすることあり、罪人を預かる諸侯の第邸(=やしき)においてすることあり、ともに検使(士人は目付・徒目付以下にして、諸侯は大目付・目付等なり)を派してこれを看視す、小伝馬町獄舎内自裁(=切腹)の場合は、所を画して砂をまき、上に盃2盃を敷く、正介錯(同心)出でて罪人に対し、自らの職任を告げて一揖(=えしゃく)すれば、罪人対えて「ご苦労」という、すなわち刀を抜いて背後に立つ、副介錯(同心)罪人を助けて上衣を祖(=かたぬぐ)せしめ、警咳(=せきばらい)もって黙示すれば、牢屋同心木刀(匕首に擬して造り、紙をもって巻き、尖端若干をあらわす)を載せたる三宝をもたらし、罪人の前に置く、席を距たることおおよそ三尺、罪人両臂を伸ばしてこれを取り、まさに拝戴(=つつしんでいただく)せんとする時、正介錯背後より首を刎ね、右手をもって髻を取り、左手を下に添え持ちて、隻脚(=片足)を折り敷き、検使の看察に供するなり、

8) 神戸事件の滝善三郎

・慶応4年(=明治元、1868)1月11日、神戸居留地付近で、西宮警備の岡山藩兵と外国兵とが衝突発砲した。この責任者として、岡山藩士滝善三郎が外国士官検証のもとに切腹した。新渡戸稲造著・山本史郎訳『対訳 武士道』（朝日新書、2021年）234~240頁に、その様子を記すミットフォード『古い日本の物語』の一節が引用されている。

滝善三郎は、介錯人を左にしたがえて日本人の立会のほうへと静々と進んでゆき、二人は深々と辞儀をした。ついで外国人の立会のほうへと行き、同じように深々と頭を下げた。こちらのほうがより敬意がこもっているようにも見える。どちらの場

合も、立合が礼をかえした。ゆっくりと、そして堂々としたしぐさで滝善三郎は一段高い畳の上にあがり、祭壇に向かって二度額づいてからそれに背をそむけ、毛氈の上に正座した。介錯人は左側にしゃがむ。三人の役人のうちの一人が三宝をささげながら進んでくる。その上に紙に巻かれた九寸五分の脇差がのっている。とがった先までカミソリの刃のようにするどく研ぎすまされている。役人はこの脇差を、額づきながら渡した。滝善三郎はこれをうやうやしく受け取り、両手で頭の高さまでささげてから、自分の前に置いた。(中略)

滝善三郎はもう一度礼をして着物をはだけ、上半身をあらわにした。そうしてうしろにひっくり返らないよう、慣例どおり袖を膝の下に押し込む。気高い日本の侍は前に伏せて死なねばならぬのである。目の前の脇差を、ふるえるでもなく、ゆっくりと手にとる。憧れをふくんだ、ほとんど愛おしそうな目でそれを眺める。一瞬、最後の覚悟をするかのような表情をしたかと思うと、刀を腹の左側に深々と突き立て、ゆっくりと右側まで引く。そしてそのまま回して、わずかに切り上げた。気の遠くなりそうなこの苦痛の所作のあいだ、顔の筋肉一つ動かさない。そうして刀を抜くと前にかがみ、首を差しのべた。このときはじめて苦痛の表情が顔をよぎったが、うめき声一つたてない。この瞬間、わきに屈んでこの所作の一々を食い入るように見ていた介錯人がさっと立ち上がり、一瞬刀を空中に静止させる。刃が一閃し、ずしりという醜悪な音とともに刀が振り下ろされる。一刀で首が体から離れた。

9) 堺事件関係者

- ・慶応4年(明治元、1868)2月15日(西暦3月8日)、堺を警備中の土佐藩兵がフランス人水兵11人を殺害した。フランス公使は関係者の処罰と賠償を強く要求し、20人の土佐藩士に切腹が命じられた。2月23日(西暦3月16日)に執行されたその処刑には、フランス軍艦の艦長と20人の水兵が立ち合ったようだが、その様子を伝聞したイギリス外交官A・B・ミットフォードは、その著書『英国外交官の見た幕末維新』(講談社学術文庫、1998年)153・154頁に次のように書き留めている。

最初の罪人は力いっぱい短剣で腹を突き刺したので、はらわたがはみ出した。彼はそれを手につかんで掲げ、神の国の聖なる土地を汚した忌むべき外国人に対する憎悪と復讐の歌を歌い始め、その恐ろしい歌は彼が死ぬまで続いた。次の者も彼の例にならい、ぞっとするような場面が続く中を、11人目の処刑が終わったところで——これは殺されたフランス人の数であったが——フランス人たちは耐え切れなくなってデュ・プチ・トゥール艦長が残り9名を助命するように頼んだ。彼は、この場面を私に説明してくれたが、それは血も凍るような恐ろしさであった。彼はたいへん勇敢な男であったが、そのことを考えるだけで気分が悪くなり、その話を私に語る時、彼の声はたどたどしく震えていた。

- ・介錯については何も述べられていないが、8)の事例にならえば介錯があっただろう。
- ・当該切腹の様子を正確に伝えているとは思えないが、この本を読んだ外国人の切腹に対するイメージ形成に一定の影響を与えたのではないだろうか。

III 自殺のための切腹

1) 殉死

- ・自殺のための切腹としてまず思い浮かぶのは殉死であろう。主人の死に際して、その恩顧を受けた家来が跡を追って腹を切る慣習が、近世前期にはよくみられた。例えば、寛永13年(1636)5月の伊達政宗の死去のときは15人、万治元年(1658)7月の2代伊達忠宗の死の際には12人の家臣が殉死したとされる(『宮城県史』2・近世史、342頁、365頁)
- ・寛文3年(1663)5月、幕府が殉死禁止令を發布(『御触書寛保集成』2495号)。その要旨は以下の通り。

殉死は、昔から不義無益のことといましめてきたが、仰せ出されがなかったので、最近追い腹をする者が多くいる。これからは、殉死をしようとする者がいる場合は、常々主人より殉死しないよう堅く申し含めよ。もし今後殉死があれば、亡主不覚悟・落ち度とする。跡目を継いだ者も、殉死を抑えなかったことを不届とする。

- ・大名宛ての法令として發布されたが、旗本その他武士一般に及ぼされたらう。
- ・そもそも主従関係は個人的なもの → 主人個人と従者個人の関係
それを、主人の家と従者の家の関係として捉え直す

2) 川路聖謨【資料4】

参考文献：川田貞夫『川路聖謨』(吉川弘文館、1997)

- ・殉死事例として紹介したいのは川路聖謨である。彼は、享和元年(1801)4月25日、豊後国日田(現大分県日田市)代官所下僚内藤吉兵衛の子として誕生、小普請組川路光房の養子となる。勘定奉行所関係の役職を歴任、以後、佐渡奉行、奈良奉行、大坂町奉行、露使応接掛、勘定奉行、外国奉行と次第に出世。
- ・慶応4年(=明治元、1868)3月15日切腹(68歳)。当日は官軍による江戸城総攻撃が予定されていたが、14日の西郷隆盛・勝海舟会談で中止。

元治元年(1864)8月に中風発作により左半身不随となる。「聖謨は不随の身体を無理して起こし座敷に端座した。まず襟元を開いて腹をさらし、愛刀の兼貞の短刀を右手に握り、武士の作法に従って軽く腹を切った。その上を晒で巻いた聖謨は、今度は愛用のフランス製拳銃を掴み、その銃口を咽喉にあてると、静かに引き金を引いたのである」(川田著、354頁)。

- ・日本で初めてのピストル自殺といわれる。
- ・辞世

天つ神に背くもよかり 蕨つみ飢えし昔の人をおもえば 川路頑民斎聖謨
中国殷代の人、伯夷・叔齊の2人が、国が滅んだ時、周に仕えるのを潔し
とせず、食事を絶ち、蕨だけを口にしながら餓死した故事を踏まえる。

3) 乃木希典

- ・次に乃木希典である。彼は、嘉永2年(1849)11月11日生まれで、長州藩出身の軍人・陸軍大将であり、戊辰戦争・西南戦争・日清戦争・日露戦争に参加した。また、学習院長も勤めた。
- ・明治天皇の大喪の礼が行われた大正元年(=明治45、1912)9月13日に殉死(62歳)、妻・静子とともに。軍刀で腹を切った後、咽喉を突いて絶命したといわれる。介錯はう

けていない。妻は短刀で胸を突き絶命。西南戦争において連隊旗を奪われたことを天皇に詫げる。

4) ^{みしまゆきお}三島由紀夫

- ・最後は、はたして殉死といえるかどうか分からないが、三島由紀夫である。彼は、大正^{たいしょう}14年(1925)1月14日生まれの小説家
- ・昭和^{しょうわ}45年(1970)11月25日、私兵組織^{たて}楯の会会員とともに自衛隊市ヶ谷駐屯地を訪れ、自衛隊にクーデターを訴える演説をバルコニーでした後、切腹(45歳)。楯の会会員の森田必勝が介錯をする。その森田も切腹し、楯の会会員古賀浩靖が介錯。

おわりに一なぜ腹を切るのか

参考文献：千葉徳爾『切腹の話ー日本人はなぜハラを切るかー』(講談社現代新書、1972年)、笠谷和比古『武士道 その名誉の掟』(教育出版、2001年)

切腹は、自殺の方法としてはきわめて効率が悪い。それにもかかわらず、日本人はなぜ切腹で自殺しようとするのか。千葉著書、152頁は、次の3つの説明があるという。

- ① 切腹は、その死に当たって苦痛に堪える勇気を示す形式である。
- ② 自己の肉体に^{かぎやく}加虐することによるこびを覚える心理、サディズム、マゾヒズム、エロティシズムなどを満足せしめる行為の1つ。
- ③ 自己の潔白あるいは^{せきしん}赤心の表明形式である。

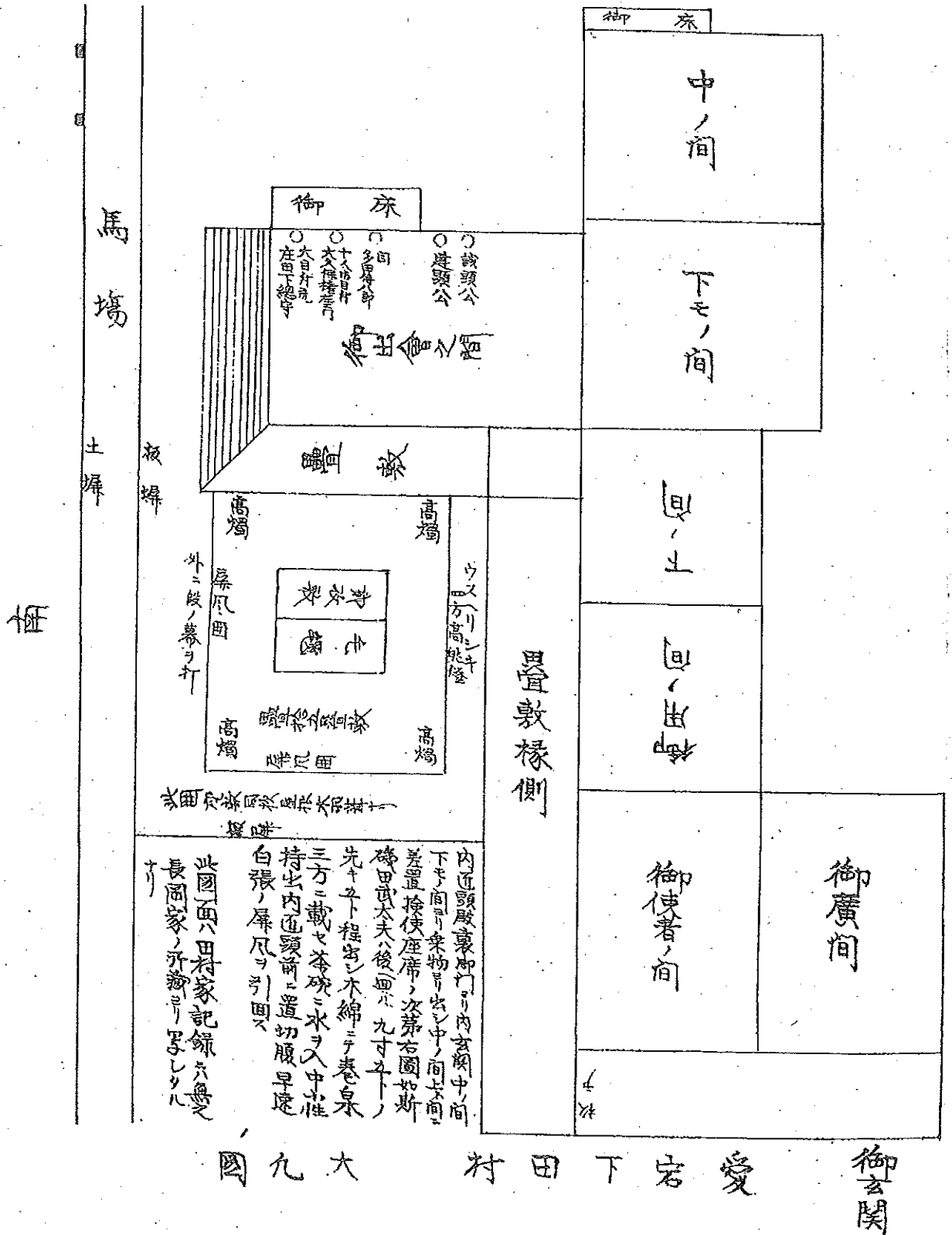
【広辞苑】腹を割る＝真意を告げる 腹黒い＝心根がよくない 腹に一物＝心中に何か企みがある 腹をさぐる＝人の心中をそれとなしにうかがう、など

これ以外にも民族的特質、歴史的背景など、多方面からわが国切腹慣行の考察が必要だろうが、刑罰としての切腹にしる、自殺としての切腹にしる、近世及び近代初期には一定の作法が存在したことは間違いなからう。この作法がどのような経緯をたどって形成されたのか、この問題を解明することが、「日本人はなぜハラを切るか」という疑問への答えに接近する一助になるのではないか。

もっとも、最近の自殺手段としては^{いし}縊死、飛び降り、薬物等が主であり、切腹はほとんどみられない。切腹による自殺は、すでに過去のものとなっているのであろう。

[資料1-①] 浅野内匠頭切腹場所

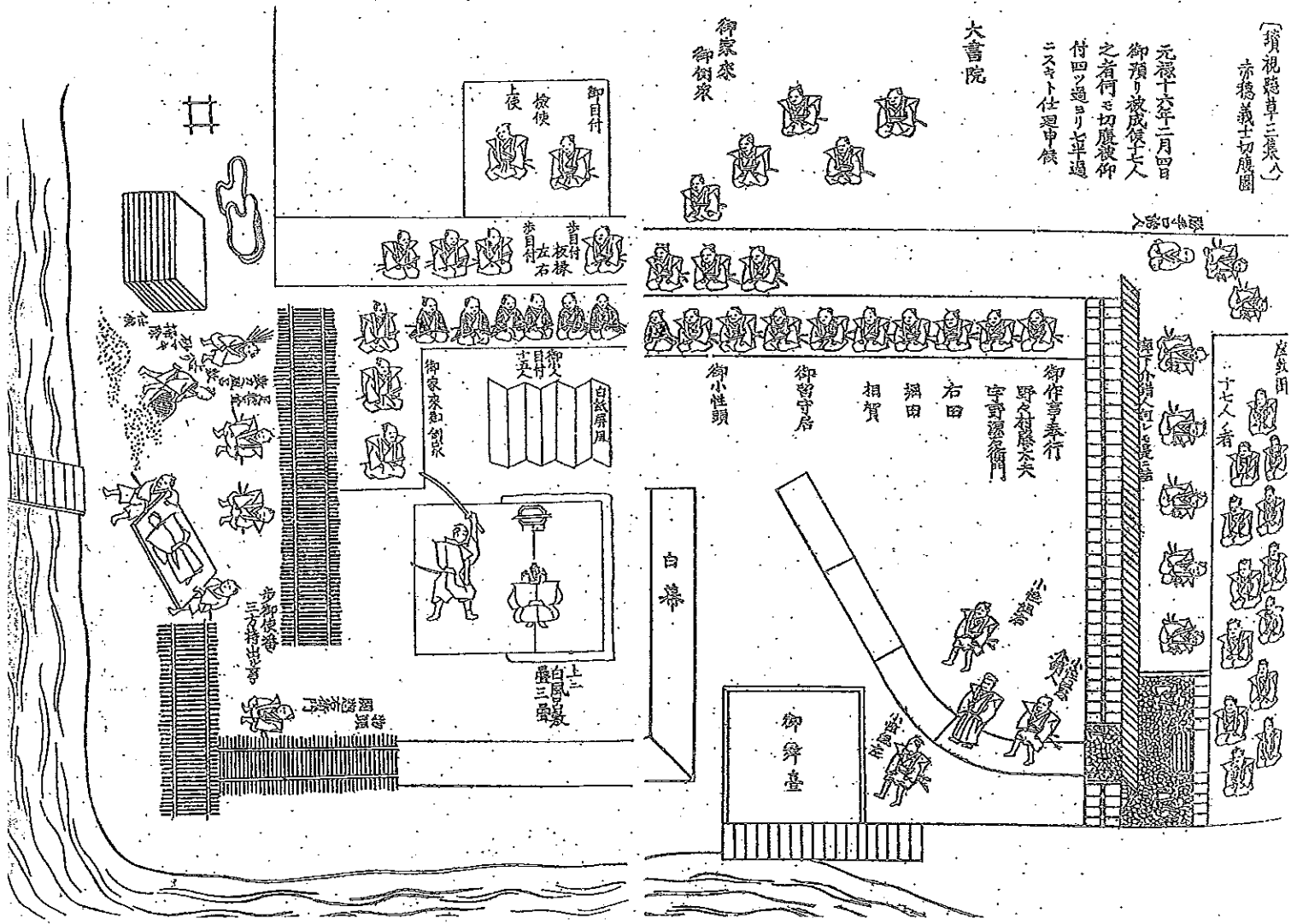
(大島晃一「一國憲法上屋敷『浅野内匠頭切腹の場』について」
 (『岩手県南史談会研究紀要』45巻, 2016年, 29頁))



Ⅲ圖 「浅野内匠頭殿御係り之始終長岡七郎兵衛被仰付帳面仕立左之通」(八巻家本) 付圖 (八巻眞覽氏藏)

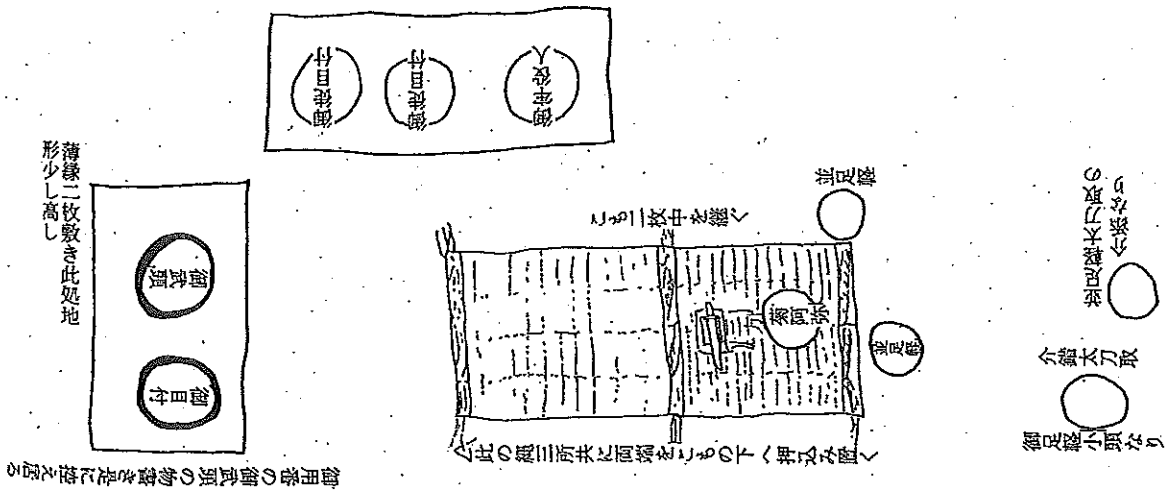
〔資料1-②〕赤穂義士切腹圖(熊本藩下屋敷)

(刑務協会編『日本近世刑罰史稿』上(復刻版,1974年)753-754頁)



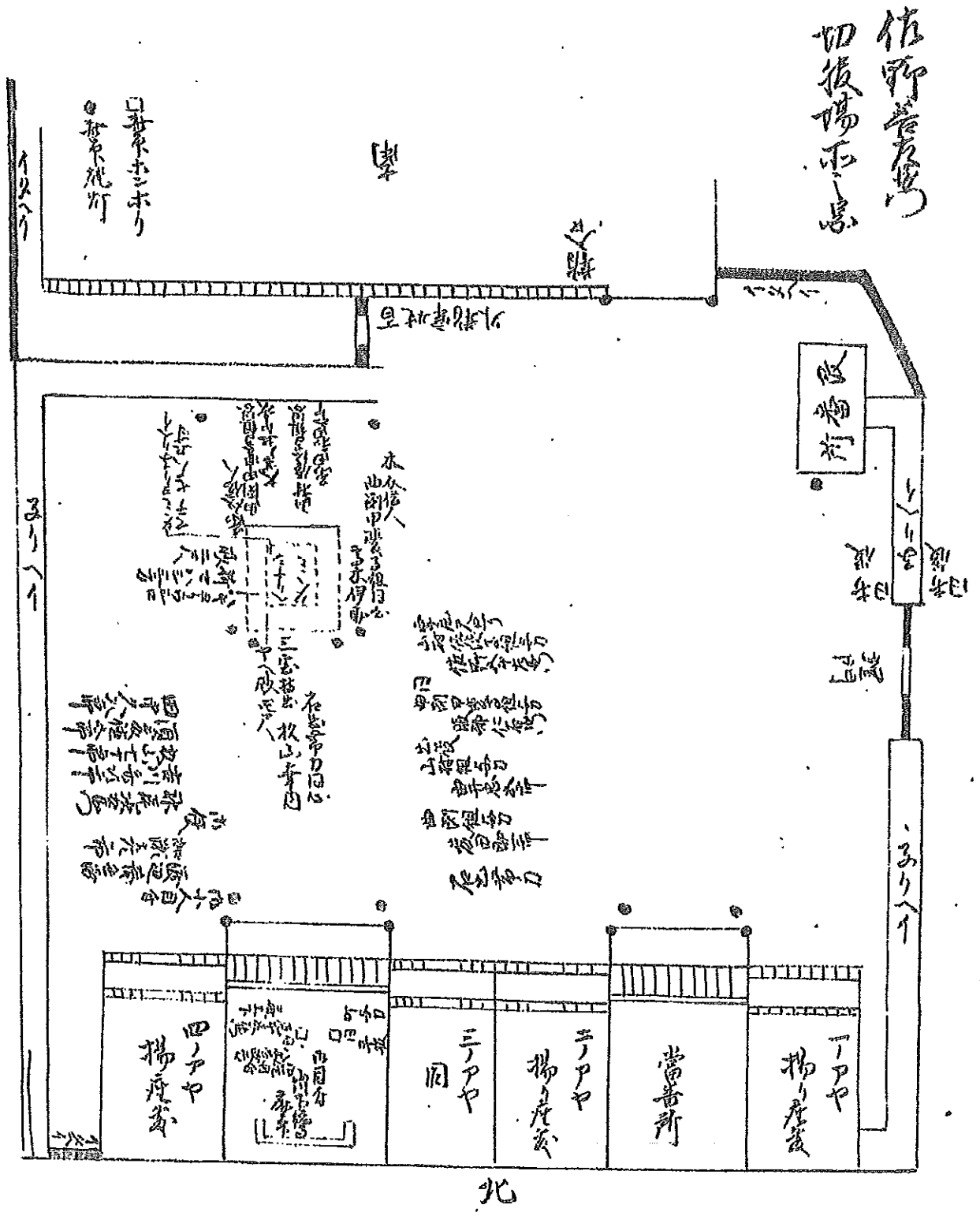
〔資料2〕菊田切腹場所

(中井陽子撰『一國 原田文書』(川嶋印刷,1986年)29頁)



〔資料3〕佐野善左衛門切腹場所

(『刑罪大秘録』)



(資料4) 川路聖謨

(川田貞夫『川路聖謨』(吉川弘文館, 1997年)口絵)



川路聖謨肖像 (東京大学史料編纂所蔵)